

議第70号

高島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月4日

高島市長 福井正明

---

高島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

高島市国民健康保険税条例（平成17年高島市条例第311号）の一部を次のように改正する。

付則第8項および第9項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の高島市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。